

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第25号

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例

聖籠町介護保険条例（平成12年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「納期限前7日前」を「納期限」に、「特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前前月の15日」を「特別徴収対象年金給付の支払日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の聖籠町介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。